

議案第24号

摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

摂津市長 嶋野 浩一朗

提案理由

地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、本条例を制定するものである。

摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

摂津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第14条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「9級職員」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「8級職員」という。）」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第15条の2第2項中「100分の6」を「100分の12」に改める。

第21条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「管理監督職員」を「同項各号に掲げる職員」に、「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に改める。

第24条第2項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び特定任期付職員」を加え、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に
100分の87.5を乗じて得た額の総額

第24条の2を削る。

第25条中「、扶養手当」を削り、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第26条の3中「、第15条及び第15条の3」を削る。

第26条の4第1項中「から第15条まで」を「、第14条」に、「、第17条」を「及び第17条」に改め、「及び第24条」を削り、同条第2項中「、第15条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における改正後の摂津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」とい

う。) 第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員及び第3条第1項の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては」と、同条第2項中

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」

とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

3 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、新条例第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年摂津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第15条第7項中「同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び特定任期付職員」を、「という。)」の次に「並びに特定任期付職員」を加え、同条第8項中「、第15条及び第15条の3」を削る。